

府内高等学校にて、模擬裁判授業を行い、  
ご担当いただきました教諭より感想を  
寄稿いただきましたのでご報告いたします。

法教育委員会

<府内高等学校教諭からの感想>

令和2年10月13日、14日の2日間にわたり高校1年生の「現代社会」の授業8クラスに弁護士の皆さまにお越しいたごき、模擬裁判の授業を行っていただきました。以下では、教材の特徴と単元の全体、授業の様子と生徒の感想、について教員側の視点からご報告させていただきます。

## 1. 教材の特徴と単元の全体

### (1) 教材の特徴

私は教員になる前の大学院生時代から法教育に関心をもち実践を続けていました。一般的には今回実施した模擬裁判の授業が、法教育の授業としては最も一般的かと思えます。しかし、私は民事関係や労働関係、そして「法とは何か」といった法哲学を授業実践化するといったことを続けていました。そのため、今回の刑事分野の授業は私にとってもはじめてのものでした。

昨年、法教育学会で報告された大阪弁護士会開発の模擬裁判の授業を拝見して、「うちの学校でも」と思い今回、出張授業のお願いをした次第です。

今回の教材「大庭書店事件」は窃盗（万引き）事件を題材としたものです。この教材が優れていると私が考えたのは次の2つの理由からです。まず、一般的な模擬裁判でありがちな台本が用意され、生徒が読み上げロールプレーをする場面がないことです。代わりにDVDが用意され、裁判の様子を動画で視聴する形式になっています。ロールプレー形式では多くの授業時間や広い教室の確保も必要になり、何よりも教員・生徒ともロールプレーに気を取られすぎ、肝心の評議に力が注げなくなることがあります。

また、議論の焦点が有罪・無罪といった点に絞られるようになっており、量刑の判断は割愛されている点も取り組みやすい教材となっている点であると思えます。

### (2) 単元の全体

次に単元の全体を示します。

1	刑事裁判制度の概要	教科書内容の説明
2	「大庭書店事件」DVD視聴 生徒各自で論点整理のプリント記入	

3	評議 グループで評議 [弁護士からのアドバイス]
4	振り返り 生徒記述をまとめてコメントを返す

後述しますが、1の刑事裁判制度の概要の部分に課題が残りしました。この部分は教員から教科書内容の説明をしたのですが、後で振り返るとこの部分で「合理的な疑いを入れない程度に」というキーワードの説明がしっかりできているかどうか、評議がかみ合うかのポイントになると感じました。

## 2. 授業の様子と生徒の感想

私が授業を担当したのは4クラスでしたが、クラスによって議論の様子にバラつきがあったというのが正直な感想です。議論がかみ合うかどうかは、グループ活動に移る前までにあるように思います。授業の前に押えておくべきポイントは、次の2点にあると感じます。まずは、「合理的な疑いを入れない程度に」というキーワードの分かりやすい解説です。ある弁護士の先生は「常識的に考えて」ということだと端的に表現されました。本来の語義を曲げずに、端的に表現することは難しいことです。教員と弁護士間で今後考えておくべきポイントであると感じました。

もう1つは、議論の進め方をよりワークシートに分かりやすく示す必要があるということです。授業を終えて私は評議の流れは「事実の確定⇒確定した事実から有罪・無罪を“合理的な疑いを入れない程度”というキーワードから考える」というものかなと感じ、この点を強調すべきと感じました。

生徒の感想として最も多かった反応は「えっ、答えがないの?」というものです。しかし、「答えがない」のは模擬裁判のみならず社会科が扱う問題では当たり前のことです。もちろん、法的思考力を身につけることが法教育の重要な点ですが、「社会科は暗記教科ではない」ということに気づいてくれた生徒がいたことも収穫であったように感じます。